

口蹄疫問題対策に関する国の支援拡充を求める意見書

平成22年4月20日に確認された宮崎県における口蹄疫は、国、宮崎県、地元市町村、農業団体等が一丸となり、懸命の防疫措置を講じてきたが、いまだ終息の兆しは見え、宮崎県以外の九州各県にも広がるのが危惧されている。

また、家畜市場の閉鎖に伴い収入が途絶えた生産者に与える経済的損失は多大なものがあり、感染が拡大した場合に地域経済に与えるダメージは、想像を絶するものである。

農業の振興による食料の安定供給は、国の重要な政策の一つであり、国民の切なる願いでもある。

よって、国においては、下記の事項につき早急に対策を講ずることを強く求める。

記

- 1 交通網の発達でウイルスの移動は容易な状況になっている。ウイルス感染ルートを早急に解明した上で、防疫体制の強化を図り、感染拡大の防止に万全を期すこと。
- 2 出荷停止を余儀なくされている畜産農家やその影響を受けている関係団体に対し、生活支援と併せた経営健全化のための総合的な対策を行うこと。
- 3 地元自治体において徹底した対策を講ずることができるよう、地元自治体が負担することとなった経費について、特別交付税を含む十分な財政措置をするほか、国からの支払金等の支出の迅速化を図ること。
- 4 国内への感染拡大を阻止するため、宮崎県から他県への子牛等の出荷状況を調査し、その対策を検討すること。
- 5 国がリーダーシップをとって地方自治体や関係団体と連携し、風評被害の防止等や畜産農家の不安解消に努めること。
- 6 現行の家畜伝染予防法の枠内では対応できない被害農家の経営再建の問題等については、新規立法による救済も含めた検討を速やかに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月21日

福岡県糸島市議会